

令和2年度事業報告

中野区子ども発達センターたんぼぼ

(はじめに)

中野区子ども発達センターたんぼぼは、中野区在住の主に重度・重複障害のある児童を対象に、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として、中野区が設置し、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会が指定管理者として指定を受け運営しています。指定管理期間は、平成26年10月から令和6年9月の10年間となっています。

I 職員配置 (令和3年3月31日現在)

常勤職員 : 施設長(児童発達支援管理責任者兼務)1名、事務職1名、
児童発達支援管理責任者1名、児童指導員・保育士4名、看護師3名、
理学療法士1名、作業療法士1名 計12名
非常勤職員 : 保育士1名、児童指導員1名、作業療法士1名 計3名

嘱託医 : 小児科医師2名、歯科医師1名、歯科衛生士1名 計4名

II 事業実績

(1) 児童発達支援事業

児童発達支援の通所受給者証の交付を受けた児童に対して支援を行いました。

児童の年齢により、3歳未満児は親子通園、3歳児以上は単独通園で、児童の健康面やご家庭の事情等から月2日から週3日のサービス提供を行いました。医療的ケアの必要な児童については、看護師が嘱託医の指導の下対応しました。児童の送迎は専用バスで実施し、医療的ケアの必要な児童には看護師が同乗し対応しました。

① 登録人数は14名(5歳児5名、4歳児5名、3歳児1名、2歳児2名、1歳児1名)

② 利用状況……開所日数240日、予定人数1,123人、利用847人、稼働率70.6%

※主な欠席事由……長期の欠席として、4名は入院加療(11週・10週・4週・2週)そのうちの1名は退院後の調整休(利用33日/予定66日)、2名は母子療育・リハ入院(4週・4週)による長期利用休止がありました。新型コロナ禍による利用自粛として1名は、4・5月は自粛し6月以降は(利用23日/予定79日)の自粛状況でした。その他、健康状態・病態・ショートステイ・天候・感染症等の要因のほか、他科受診・訪問看護・居宅サービス等の日程と重なった欠席がありました。

③ 利用解除児童5名(5名は放課後等デイサービス利用契約)ありました。

④ 理学療法(個別)……1回60分、延76回実施

⑤ 作業療法(個別)……1回60分、延19回実施

⑥ きょうだい児対応……0回

⑦ 次年度就学児童5名の児童・生徒実態把握票作成し中野区教育委員会へ情報提供

次年度幼稚園併用児童 1 名の申し送り

- ⑧ ケースカンファレンス……児童 1 名の係わりについて情報共有しました。(2/2)
- ⑨ 利用相談……利用契約成立 1 件、次年度利用契約待機登録 2 件

(2) 放課後等デイサービス事業

放課後等デイサービスの通所受給者証の交付を受けた児童に対して支援を行いました。利用は、児童の健康面やご家庭の事情に合わせて月 1 日から週 5 日のサービスを提供。医療的ケアの必要な児童には、看護師が嘱託医の指導の下対応しました。児童の送迎は専用バスで実施し、医療的ケアの必要な児童には看護師及びたん吸引認定を受けた福祉職が同乗し対応しました。

- ① 登録人数は 26 名（小学生 13 名、中学生 6 名、高校生 7 名）
- ② 利用状況……開所日数 294 日、予定人数 2,101 人、利用 1,778 人、稼働率 60.1%
※主な欠席事由……長期の欠席として、2 名は入院加療(18 週+15 週・8 週)、1 名は入院をきっかけに利用休止(17 週)、1 名は低体温な為利用休止(16 週)ありました。
新型コロナ禍で 1 名が 6・7 月利用自粛されました。その他、健康状態・病態・ショートステイ・天候・感染症等の要因のほか、他科受診・訪問看護・居宅サービス等の日程と重なっての欠席がありました。

- ③ 理学療法（個別）……1 回 30 分～40 分、延 108 回実施
- ④ 作業療法（個別）……1 回 30 分～40 分、延 95 回実施
- ⑤ 利用相談……利用契約成立 5 件
- ⑥ 就学児童の引継ぎ(申し送り)……永福学園 2 名（4/17）実施
- ⑦ ケースカンファレンス……児童 1 名の係わりについて情報共有しました。
 - ・1 回目保護者・都立永福学園・スーパーバイザー（ST）・たんぼぼの四者（9/25）
 - ・2 回目保護者・おでんくらぶ・たんぼぼ・相談支援専門員の四者（R3/2/10）

(3) 一時保護事業

保護者の疾病、用事等の理由により障害児を介護することが困難になった時に、日中に一時的に預かり障害児の福祉の増進及び保護者支援を実施しました。

*利用状況……予定 18 回、利用 16 回(日数 15 日)、利用児童 5 人（延べ 16 人）

*対象児童は保護者に一時保護利用申請の提出を基本としました。

(4) 在宅訪問事業

一歳未満の児童や身体の状態により通園が困難な児童の家庭へ訪問し、児童の訓練や保護者への助言を行いました。

*利用状況……予定 45 回、利用 33 回(日数 32 日)、利用児童 3 人(延べ 33 人)

*訪問職員は福祉職（保育士・児童指導員）1 名、リハ職（PT・OT）1 名

*対象児は睡眠リズムが安定する生後 6 か月児以上の乳幼児等を対象としました。

*問い合わせ 6 件……今年度成立 1 件

(5) その他

1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の対応として

- ① 当事業所内の新型コロナウイルス感染症感染予防対策の実施、これに伴う保護者への周知として随時文書を発信しました。
- ② 緊急事態宣言発令に伴い事業の利用自粛を文書(第一報～第三報)で依頼し、利用予定・送迎バス運行を調整しました。その上で、在宅勤務を可能な範囲で導入し職員の感染リスクの軽減を図りました。
- ③ 利用自粛された利用者へ代替サービス及びかかる費用について説明し、承諾された利用者において代替サービスの提供を実施しました。新型コロナウイルス感染症防止の為に学校の休業に関連して、基本報酬の算定を行いました。
- ④ 代替サービスは通常の活動を基本に動画を作成し資料とともに利用者に配布しました。ただ、準備に多くの時間を要し、その提供開始は、5 月 11 日からとしました。(代替サービスは児童発達支援にも適用)
- ⑤ 3密(密集、密閉、密接)回避において、放課後等デイサービスは活動室のスペース面から6月より所管の了承を得て一日利用定員を10名から8名にしました。行事関連は日常療育の中で分散実施し、プール活動・遠足は他の療育機関・学校の動向に合わせて中止しました。

2) 保護者に対する支援

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、前年度後期モニタリング・新年度個別支援計画書は郵送による書面方式として説明を行い、同意をいただきました。
- ② 保護者会(第1回、第2回)は両事業とも書面形式で行い、保護者様のご意見やご意向は直接電話でいただきました。
- ③ 個別面談について、児童発達支援(第1回、第2回)はいずれも対面式で実施し、放課後等デイサービスは、第1回は対面式で、第2回は保護者の希望制とし対面式・書面式で実施しました。
- ④ そのほか、連絡帳や電話等で、児童とご家族のニーズの把握に努め、療育・育児全般に関する助言を行いました。

3) 令和1年度児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインに基づく保護者向け及び事業者向けの評価アンケート並びに施設単独アンケートの結果及び事業所の対応については書面で保護者各位に報告しました。また、ガイドラインに基づく評価アンケートの結果は6月に当法人ホームページに公表しました。

4) 令和2年度児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインに基づく保護者向け及び事業者向けの評価アンケート並びに施設単独アンケートを実施しました。

5) 令和2年度第三者委員会は書面方式として委員(2名)へ令和1年度事業報告、ヒヤリハット、両事業ガイドラインアンケート公表等郵送し委員評価を得ました。